

事務連絡  
令和2年4月30日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市

民生主管部局 御担当者 様

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童福祉法による児童入所施設  
措置費等国庫負担金（自立援助ホーム）の取扱いについて

児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、日頃より御尽力いただき、感謝申し上げます。

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の取扱いのうち、今般、新型コロナウイルス感染症関連で特にお問い合わせが多かった自立援助ホームの一般生活費等の取扱いについて、別紙のとおりQ&Aとしてとりまとめましたので、その取扱いについて遺漏無きようご留意いただくとともに、貴管下の自立援助ホームに対して周知いただくようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課措置費係

TEL：03-5253-1111（内線：4878、4880）

E-mail：[k-sochihi@mhlw.go.jp](mailto:k-sochihi@mhlw.go.jp)

(別 紙)

(問) 自立援助ホーム入居者のうち、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、就業継続が困難になった者や内定が取り消された者など、無収入又は減収により、生活費の負担が困難となった者に対しては、一般生活費や冷暖房費加算について、「障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童」の場合の保護単価を適用して差し支えないか。

また、医療費について、自立援助ホーム入居者については、就労し、最初の賃金を得る月までの間を支弁対象としているが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、就業継続が困難になった者で医療費の負担が困難な者に対しては、医療費の支弁対象として差し支えないか。

(答)

新型コロナウイルスの影響により就業継続が困難になった者や内定が取り消された者のうち、給与の減収または無収入となったことにより、生活費の負担が困難であると都道府県等が認めた者については、『「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について』（平成11年4月30日児発第416号 厚生省児童家庭局長通知）の第3及び第9にもとづく、「障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童」の保護単価を適用して差し支えない。

また、医療費についても同様に、新型コロナウイルスの影響により就業継続が困難になった者のうち、医療費の負担が困難であると都道府県等が認めた者については、医療費の支弁対象として差し支えない。